

最高裁秘書第315号

令和4年2月15日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年12月19日付け（同月21日受付、第030800号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「民事訴訟手続のIT化においてウェブ会議等を活用した争点整理手続の運用（フェーズ1）を開始する日時等について」と題する書面（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

民事訴訟手続のＩＴ化においてウェブ会議等を活用した争点  
整理手続の運用（フェーズ1）を開始する日時等について

民事訴訟手続のＩＴ化に関し、新潟地裁佐渡支部、松江地裁西郷支部、長崎地裁壱岐支部、長崎地裁五島支部、長崎地裁厳原支部、鹿児島地裁名瀬支部、那覇地裁平良支部及び那覇地裁石垣支部（以下「8支部」という。）において、令和4年2月上旬頃にフェーズ1の運用を開始する予定であることは既にお知らせしたところですが、具体的な運用開始日時及びその準備スケジュールを下記のとおりとしましたので、お知らせします。

記

1 令和4年1月11日（火）

検証用パソコンを用いて習熟開始

2 令和4年2月7日（月）午前10時00分以降

検証用パソコン又は職員貸与パソコン（Ｊ・ＮＥＴ回線を利用してインターネットに接続できる環境の構築後に限る。）を用いて以下の準備行為を行うことが可能となる。

- ・ ゲストユーザーのメールアドレスの聴取
- ・ 個別事件のチームの作成
- ・ 作成した事件チームへのゲストユーザーのメールアドレスの登録
- ・ メッセージ機能の利用（チームの作成のための連絡その他ウェブ会議を実施するための準備に必要な行為に限る。）
- ・ 作成した事件チームでの接続テストの実施

3 令和4年2月14日（月）午前10時00分以降

上記2のほか、職員貸与パソコンを用いて以下の行為を行うことが可能となる。

- ・ ウェブ会議の方法により行う期日・協議の実施
- ・ ファイル編集・共有機能の利用
- ・ メッセージ機能の利用